

家賃の減免制度について

家賃の減免制度とは、収入が著しく低い世帯や入居者の死亡・転出・失業・休職等の理由により、一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から一定期間、家賃を減免する制度です。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせ

収入階層1の世帯・・・一般減免 業務課業務係

☎**092-271-2562** FAX**092-291-7540**

収入階層2～8の世帯・・・特別減免 業務課調査係

☎**092-271-0901** FAX**092-291-7540**

※収入階層は、収入認定通知書をご確認ください。

口座振替で家賃をお支払いの方にお知らせです

家賃の納入期限は毎月月末（金融機関等が休みのときは翌月の最初の営業日）です。

お申し込みの口座から毎月自動的に家賃が引き落とされますので、口座の残額のご確認をお願いいたします。

また、長期間（6か月程度）口座振替ができない場合、お支払方法を口座振替から納付書払いに変更させていただく場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは業務課収納係へ

☎**092-271-2564** FAX**092-291-7540**

共益費は必ず管理組合等へ納めましょう！

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者のみなさまで負担していただきます。

- 市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所等の共同施設の使用に要する費用（電気・ガス・水道など）
- 共同施設等の軽微な修繕費用 など

上記のような共同生活に必要となる費用は、市条例に基づき入居者のみなさまの負担になります。

これらの費用については、入居者のみなさまで構成される管理組合（自治会等）において負担額を決定し、共益費として徴収し、電気代や水道代、消耗品代等を直接お支払いいただいております。

共益費の未払いにより、共益費が不足すると、みなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合（自治会等）に共益費をお支払いいただきますとともに、入居者のみなさまで協力し助け合いながら生活していただきますようお願いいたします。

お問い合わせは
業務課管理支援係へ

☎**092-271-3560** FAX**092-291-7540**

市営住宅センターだより

発行日／令和4年6月15日

発行／市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901（業務課調査係）FAX:092-291-7540（業務課）http://www.nicety.or.jp/

「収入申告書」の発送について

6月下旬～7月上旬
発送予定

収入申告書とは、来年度の家賃を決定するために、1年間の収入を公社に申告する書類です。市営住宅の家賃は、入居者全員の収入、家族構成に応じて決定されています。来年度（令和5年4月から）の1年間の家賃を決めるために、**令和3年1月1日から同年12月31日までの収入**の申告が必要です。

お願い

収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で、毎年申告義務があります。収入申告書に記載されております期限までに必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合、**令和5年4月から最高額の家賃**となります。



収入申告書には、原則として所得証明書類等の添付が必要ですが、一定条件を満たす方で、福岡市の課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書類等の添付が不要になります。

詳しくは、**収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者異動の手引き」**をご参照ください。

収入申告書の入居者情報について

収入申告書には入居・同居の承認を受けている方を記載しています。市営住宅にお届けがされていない方は、以下の表記がされています。必要書類をご準備の上、公社に届け出てください。

※手続きがなされていない世帯が多数見受けられます※

世帯状況が変わった場合（出生、同居、転出、死亡等）は、区役所で行う手続きとは別に市営住宅センターにも手続きが必要です。

収入申告書に世帯状況を記入するだけでは届出にはなりません。

該当する世帯は、速やかに手続きを行ってください。

<入居状況の欄>

「住民票無」・・・住民票が市営住宅にない状態です。

「市住届無」・・・福岡市に同居の承認手続きを行っていない状態です。（氏名と生年月日は***と表示しています。）

※同居の承認手続きは、来社が必要です。

必要書類については、一度公社にご連絡ください。

詳しくは、**収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者異動の手引き」**をご参照ください。

認知症患者等の収入申告書の提出が不要になります

平成29年7月の公営住宅法の改正施行に伴い、**名義人**が右記のいずれかの事項に該当する場合は、**収入申告書の提出は不要**となります。該当する方は、それぞれ右記の必要書類をご提出ください。

対象者	替わりに提出が必要な書類
認知症の方	認知症であることがわかる医師の診断書※ （昨年度提出いただいている方は不要です）
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳（写し） （毎年度提出が必要です）
知的障がい者	療育手帳（写し） （毎年度提出が必要です）

※診断書の料金は自己負担です。

お問い合わせ先

業務課調査係

☎**092-271-0901** FAX**092-291-7540**

収入申告専用の問い合わせ先

☎**092-271-1022**

封入方向

収入申告書

入居者（名義人）氏名

電話番号 自宅 携帯 { - - }

***表示の方は、
表示されていない方
し承認を受ける必要
でご連絡ください。

提出期限

※ご記入の上、返信用封筒の窓から見えるように
入れてください。

入居状況	続柄	氏名 (生年月日)	所得区分	収入金額 (円)	職業・勤務先 及び所得 (年金・遺族の)
本人	博多 太郎	(昭和●●年●●月●●日)	12 34		
	博多 花子	(昭和▲▲年▲▲月▲▲日)	12 34		
住民票無	博多 春男	(平成○○年○○月○○日)	12 34		
市住届無	***	(****年**月**日)	12 34		
	(年 月 日)	12 34			

例

※収入申告書の用紙を部分的に表示しています。

緊急連絡先の記載・登録についてご理解とご協力を

収入申告書には、緊急連絡先を記入する欄を設けています。

市営住宅センターでは、一人でお住まいの方や高齢の方の安否を心配するお問合せがあった場合に、緊急連絡先などに連絡しながら対応しております。

緊急連絡先は、親族に限らず、ご友人などでも構いませんので、**必ず、記入をお願いします。**

すでに緊急連絡先を登録いただいている場合は、その内容の一部を印字しております。**変更等がある場合は、修正内容をご記入**ください。

安否の確認がすみやかに行えるようにするため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※緊急連絡先は、安否確認のほか、事故、火災、水もれなどの緊急時にも利用する場合もあります。

お問い合わせは業務課指導係へ

☎092-271-2558

「福岡市生活自立支援センター」のご案内

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市在住の方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「年金を受給しているが、もう少し収入が必要」「悩みごとや不安を相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、課題の解決に向けた支援を行います。

○福岡市生活自立支援センター

所在地：福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーオオフィス棟7階

電話番号：0120-17-3456（フリーダイヤル）

ホームページ：<https://jiritsu-support.fukuoka.jp/>

開館時間：9時～17時

休館日：土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）

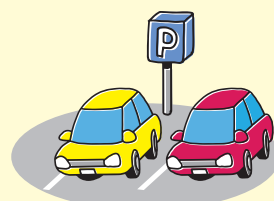
お待たせしないためにも、相談は事前のご予約をお願いしております。

※福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付を行っておりません。

※現在、生活保護を受給中の方は、支援の対象とはなりません。



高齢者の見守りや生活支援のための 駐車場利用申込について



市営住宅の駐車場は、原則入居者以外の利用はできませんが、**入居者の方が60歳以上や障がい者手帳をお持ちであれば、**

- ・ご親族の方が様子を見に来るための「見守り利用」
- ・生活支援を目的とした訪問介護事業者等の方々が訪れるための「介護利用」という申込ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

※ご利用は有料です（住宅毎に定められている利用料金と同額）。

※駐車場の空き区画が少ない市営住宅では利用できない場合があります。

【博多区・東区・早良区・西区】

福岡市住宅供給公社 募集課 駐車場係

☎092-271-3538
FAX092-272-5030

【中央区】

中央区施設管理事務所

☎092-262-1090
FAX092-262-1096

【南区】

南区施設管理事務所

☎092-409-4610
FAX092-262-5100

【城南区】

城南区施設管理事務所

☎092-707-6388
FAX092-707-6517



福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に、身につけたペンダントを押すなどして、自動的に通報し助けを求めることができます。

緊急通報機器

固定電話回線をお持ちの方

※一部使用できない回線があります

《固定電話型》

緊急通報機器本体と、ペンダントがセットです。

本体の「緊急」ボタンか、ペンダントを押せば、自動で通報します。



固定電話回線をお持ちでない方 《携帯電話型》

※自宅内のみ使用できます。
※発信先は受信センターだけです。
※緊急通報機器です。電話機としてはお使いいただけません。

ストラップを引き上げると自動で通報します



申し込みができる人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人

※申し込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。（難しい場合にはご相談下さい）

費用など詳細については、お住まいの区の福祉・介護保険課（下記）へお問合せ下さい。

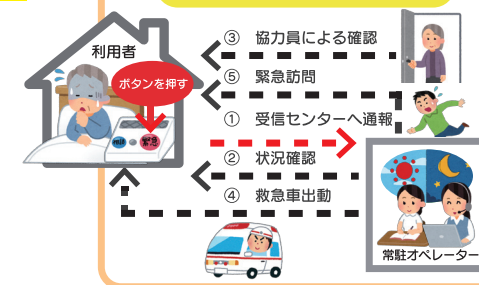
区	電話番号	FAX 番号
東 区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南 区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西 区	895-7063	881-5874

緊急通報はこんな時に役にたちます

胸が苦しい・動悸がする
転倒してけがをした・
熱が出てフラフラする など



24時間 365日対応します



※65歳未満で身体障害者手帳1・2級をお持ちの単身の方（または単身に準じる方）も、緊急通報システムをお申込みいただけます。詳細はお住まいの区の福祉・介護保険課（障がい者福祉係）へお問い合わせください。